

8.12 自然とのふれあいの場

8.12.1 調査結果の概要

調査結果（自然とのふれあいの場）	
<p>＜自然とのふれあいの場の概況＞</p> <p>①綾瀬の森（通称） 綾瀬川右岸に整備された河畔林。 ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。</p> <p>②桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い） 綾瀬川右岸の堤防上の桜並木。ソメイヨシノが300m以上に渡り続く。遊歩道やベンチがあり、花見で賑わう。</p>	<p>③戸塚南公園 住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。</p> <p>④戸塚下台公園 住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。</p>

8.12.2 予測結果の概要

予測結果（自然とのふれあいの場）	
<p>＜工事中＞</p> <p>○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行</p> <p>①自然とのふれあいの場の利用環境の状況 大気質、騒音等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。</p> <p>②自然とのふれあいの場への交通手段の障害の状況 資材運搬等の車両の走行ルートは、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと交差又は重なることから、自然とのふれあいの場への交通手段の障害による影響のおそれが考えられる。しかし、資材運搬等の車両の走行に関して以下に示す状況が考えられることから、自然とのふれあいの場への交通手段の障害による影響は小さいと予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の増加割合は1.3～10.1%である。 ・大気質、騒音等の関連要素の予測結果では、環境保全目標との整合が図られている。 ・工事の実施にあたり、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）の計画はない。 ・自然とのふれあいの場は、約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はない。 	<p>＜存在・供用時＞</p> <p>○施設の存在</p> <p>①自然とのふれあいの場の利用環境の状況 大気質、動物等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。</p>

8.12.3 評価結果の概要

評価結果（自然とのふれあいの場）	
<p><工事中> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行 環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 <p>1 影響の回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標 「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</p>	<p><存在・供用時> ○施設の存在・施設の稼働 環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 <p>1 影響の回避・低減の観点 施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標 「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</p>

8.13 日照阻害

8.13.1 調査結果の概要

調査結果（日照阻害）

<日影の状況>

対象事業実施区域内の既存施設による日影は、7時～16時にわたって周辺地域に生じていた。西側では住宅地に、北側では川口市立戸塚綾瀬小学校に、東側では河川敷及び水田等に日影がかかっていた。

西側の住宅地では、7時頃に西北西側に長く伸びた煙突の日影（長さ約750m）がかかっていたが、8時以降日影は外れていた。

川口市立戸塚綾瀬小学校では、7時～10時にわたって既存施設の日影がかかっていたが、11時以降日影は外れていた。

東側では、15時に、綾瀬川を越えて既存施設から約200m離れた場所に位置する工場の建物に既存施設の日影がかかっていた。

[8時]



[12時]

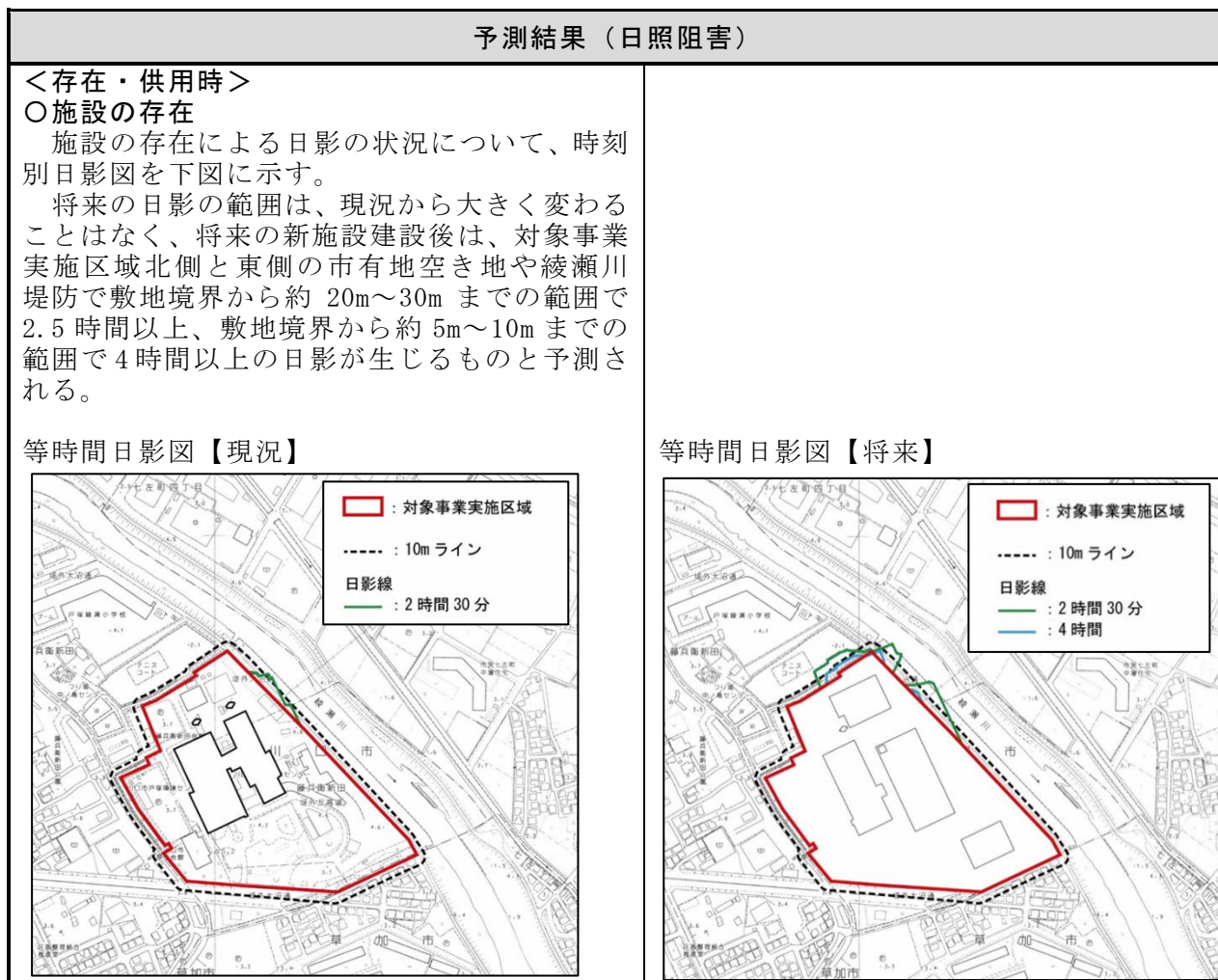


[15時]

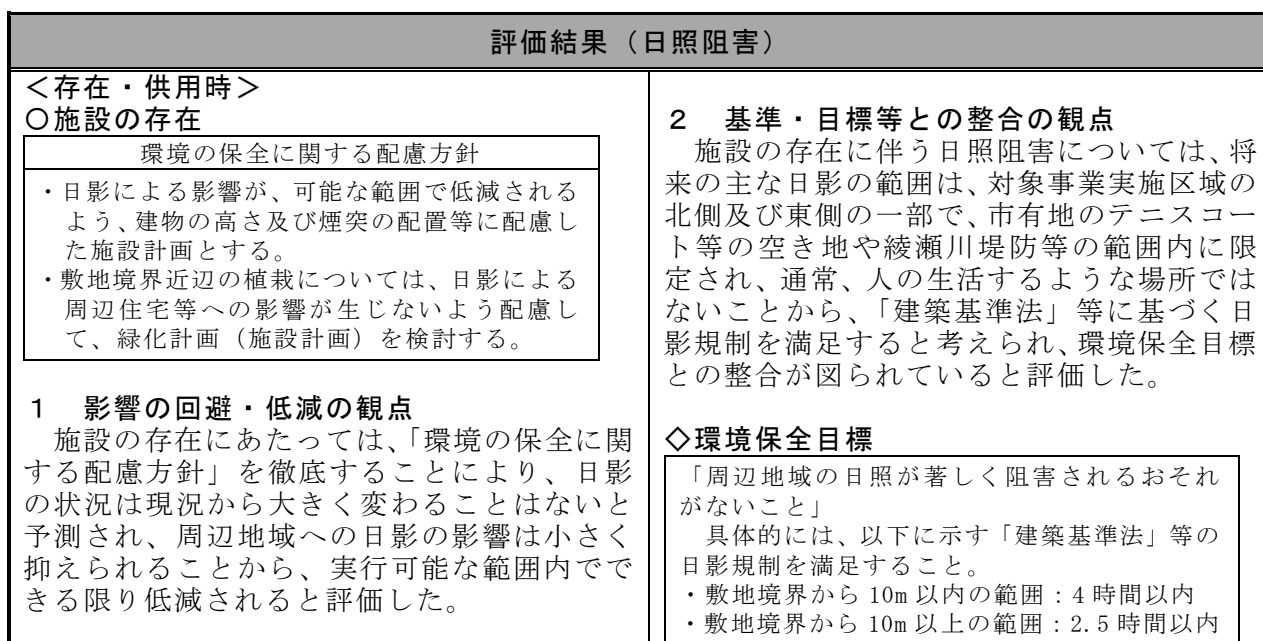


（東側の状況：綾瀬川の対岸の工場建屋と日影）

8.13.2 予測結果の概要



8.13.3 評価結果の概要

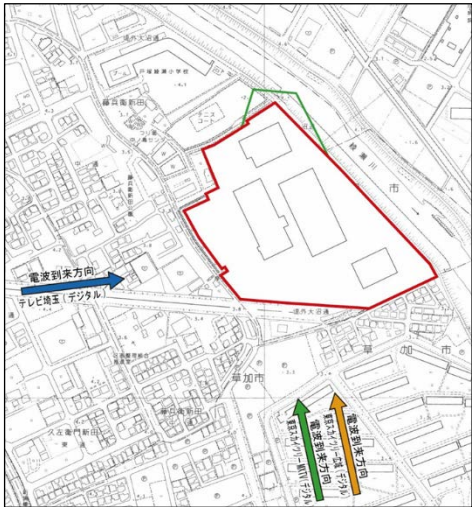



8.14 電波障害

8.14.1 調査結果の概要

調査結果（電波障害）																				
<電波の発信状況> ◇地上デジタル <table border="1"> <thead> <tr> <th>送信局</th> <th>チャンネル</th> <th>放送局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京スカイツリー</td> <td>16ch 21ch～27ch</td> <td>TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局</td> </tr> <tr> <td>浦和局</td> <td>32ch</td> <td>テレビ埼玉</td> </tr> </tbody> </table>		送信局	チャンネル	放送局名	東京スカイツリー	16ch 21ch～27ch	TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局	浦和局	32ch	テレビ埼玉	<電波の受信状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>東京スカイツリー</th> <th>浦和局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～21</td> <td>8局全て正常に受信可能</td> <td>(電波障害想定範囲外)</td> </tr> <tr> <td>22～43</td> <td>(電波障害想定範囲外)</td> <td>1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	東京スカイツリー	浦和局	1～21	8局全て正常に受信可能	(電波障害想定範囲外)	22～43	(電波障害想定範囲外)	1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能
送信局	チャンネル	放送局名																		
東京スカイツリー	16ch 21ch～27ch	TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局																		
浦和局	32ch	テレビ埼玉																		
調査地点	東京スカイツリー	浦和局																		
1～21	8局全て正常に受信可能	(電波障害想定範囲外)																		
22～43	(電波障害想定範囲外)	1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能																		
◇衛星放送 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>衛星放送の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BS放送</td> <td>BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R</td> </tr> <tr> <td>CS放送</td> <td>N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B</td> </tr> </tbody> </table>		区分	衛星放送の名称	BS放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R	CS放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B													
区分	衛星放送の名称																			
BS放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R																			
CS放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B																			

8.14.2 予測結果の概要

予測結果（電波障害）	
<存在・供用時> ○施設の存在 施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下図に示す。 地上デジタル放送電波障害の予測範囲	衛星放送電波障害の予測範囲
	

8.14.3 評価結果の概要

評価結果（電波障害）	
<存在・供用時>	2 基準・目標等との整合の観点
○施設の存在	施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、綾瀬川の堤防等に限定され、通常、人が生活することのないような場所であり、周辺地域の住宅等が分布する地域では“正常に受信”できると予測されたことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。
環境の保全に関する配慮方針	◇環境保全目標
<ul style="list-style-type: none">・電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。・受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。	「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」
1 影響の回避・低減の観点	
事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。	

8.15 廃棄物等

8.15.1 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）																																													
<p>＜工事中＞</p> <p>○造成等の工事（廃棄物）</p> <p>工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: right;">廃棄物の排出量 (t)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 30%;">排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td style="text-align: right;">2,610</td></tr> <tr><td>コンクリート塊</td><td style="text-align: right;">15,835</td></tr> <tr><td>ガラスくず・陶器くず</td><td style="text-align: right;">200</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td><td style="text-align: right;">200</td></tr> <tr><td>金属くず</td><td style="text-align: right;">4,468</td></tr> <tr><td>繊維くず</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>木くず（建設発生木材）</td><td style="text-align: right;">667</td></tr> <tr><td>紙くず</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>建設混合廃棄物</td><td style="text-align: right;">543</td></tr> <tr><td>廃油</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>石膏ボード</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>建設汚泥</td><td style="text-align: right;">4,000</td></tr> </tbody> </table> <p>○造成等の工事（残土）</p> <p>掘削発生土は、場内利用を基本とするが、対象事業実施区域の地下に埋設廃棄物があるため、埋設廃棄物を含む掘削発生土は、関係法令に基づき管理型最終処分場に搬出、処分し、それ以外の掘削発生土を場内利用とする。</p> <p style="text-align: right;">残土量 (m³)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">掘削発生土量</th> <th style="width: 33%;">場内利用土量</th> <th style="width: 33%;">場外搬出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">40,531</td> <td style="text-align: center;">8,244</td> <td style="text-align: center;">32,287</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	排出量	アスファルト・コンクリート塊	2,610	コンクリート塊	15,835	ガラスくず・陶器くず	200	廃プラスチック	200	金属くず	4,468	繊維くず	10	木くず（建設発生木材）	667	紙くず	11	建設混合廃棄物	543	廃油	15	石膏ボード	6	建設汚泥	4,000	掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量	40,531	8,244	32,287	<p>＜存在・供用時＞</p> <p>○施設の稼働</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等のうち、生活排水及び処理後のプラント排水については、公共下水道に放流することから、予測結果に含めていない。</p> <p style="text-align: right;">廃棄物等の年間排出量 (t/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 50%;">新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時</th> <th style="width: 25%;">新施設の単独稼働時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>焼却灰</td><td style="text-align: center;">11,920</td><td style="text-align: center;">5,600</td></tr> <tr><td>飛灰</td><td style="text-align: center;">4,470</td><td style="text-align: center;">1,970</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: center;">16,390</td><td style="text-align: center;">7,570</td></tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	新施設の単独稼働時	焼却灰	11,920	5,600	飛灰	4,470	1,970	合計	16,390	7,570
廃棄物の種類	排出量																																												
アスファルト・コンクリート塊	2,610																																												
コンクリート塊	15,835																																												
ガラスくず・陶器くず	200																																												
廃プラスチック	200																																												
金属くず	4,468																																												
繊維くず	10																																												
木くず（建設発生木材）	667																																												
紙くず	11																																												
建設混合廃棄物	543																																												
廃油	15																																												
石膏ボード	6																																												
建設汚泥	4,000																																												
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量																																											
40,531	8,244	32,287																																											
廃棄物の種類	新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	新施設の単独稼働時																																											
焼却灰	11,920	5,600																																											
飛灰	4,470	1,970																																											
合計	16,390	7,570																																											

8.15.2 評価結果の概要

評価結果（廃棄物等）	
<p><工事中> ○造成等の工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。 なお、残土については、既存施設建設以前の埋設廃棄物が含まれる発生土以外は、場内利用とする計画である。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること。</p> </div>	<p><存在・供用時> ○施設の稼働</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時の廃棄物は、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの熔融スラグ化ができないが、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。 新施設の単独稼働時の廃棄物については、本市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。 以上により、廃棄物の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</p> </div>

8.16 温室効果ガス等

8.16.1 予測結果の概要

予測結果（温室効果ガス等）	
<p><工事中> ○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行 工事期間中に想定される建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、8,547t-CO₂と予測される。 工事期間中に想定される資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量は、1,732t-CO₂と予測される。</p>	<p><存在・供用時> ○施設の稼働 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時で39,967t-CO₂/年（削減量26,148t-CO₂/年）、新施設の単独稼働時で21,237t-CO₂/年（削減量18,301t-CO₂/年）と予測される。 ○廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量は、3,246t-CO₂/年と予測される。</p>

8.16.2 評価結果の概要

評価結果（温室効果ガス等(1)）	
<p><工事中> ○建設機械の稼働 環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 ・建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 ・建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 <p>○資材運搬等の車両の走行 環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 ・資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 ・資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 <p>1 影響の回避・低減の観点 ○建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>○資材運搬等の車両の走行 資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の走行に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内で</p>	<p>きる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 ○建設機械の稼働 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 <p>○資材運搬等の車両の走行 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標

評価結果（温室効果ガス等(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の導入を図る。詳細は今後の検討により決定する。また、省エネルギー設備の導入についても合わせて検討する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 等

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。

1 影響の回避・低減の観点

○施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電及び環境啓発棟への熱供給を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の運転時の配慮等により、排出量の削減に努めることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行う等により、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を達成する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標及び指針
- ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)」の温室効果ガス削減目標、事業者活動における省エネルギーの主な取り組み、廃棄物部門の主な削減対策 等

○廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等を行うなど、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標及び指針
- ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)」の温室効果ガス削減目標、事業者活動における省エネルギーの主な取り組み、廃棄物部門の主な削減対策 等

第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。